

旅客自動車運送事業運輸規則及び標準運送約款の一部改正（案）について

平成20年4月
自動車交通局旅客課
安全政策課

1. 背景

新型インフルエンザの発生が世界的に危惧されている状況を踏まえ、新型インフルエンザの発生直後から、そのまん延防止策を迅速に実施できるよう、新型インフルエンザ等感染症を都道府県知事の入院勧告等の措置の対象となる感染症に追加すること等を趣旨とした感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部改正が予定されていることから、これを受け、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）及び標準運送約款（昭和48年運輸省告示第372号、昭和62年運輸省告示第49号）について所要の改正を行うこととします。

2. 概要

① 旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正

旅客自動車運送事業運輸規則第13条第5号において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に定める一定の患者を、一般旅客自動車運送事業者が運送の引受け又は継続の拒絶ができる者として規定しています。

今般、感染症法が上記の通り改正される予定であることから、同号に「新型インフルエンザ等感染症」の患者を追加する改正を検討しています。

② 標準運送約款の一部改正

標準運送約款（一般乗用旅客自動車運送事業、一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業）第4条第11号において、感染症法に定める一定の患者を、一般旅客自動車運送事業者が運送の引受け又は継続を拒絶することがある者として規定しています。

今般、感染症法が上記の通り改正される予定であることから、同号に「新型インフルエンザ等感染症」の患者を追加する改正を検討しています。

3. 今後のスケジュール

公 布：平成20年5月中旬予定

施 行：平成20年5月下旬予定（改正法施行予定日）